

《第70回人権週間》 特設なんでも相談所を開設します

北見人権擁護委員協議会・釧路地方法務局北見支局では、第70回人権週間(12月4日から10日まで)にちなんで『特設なんでも相談所』を開設します。

人権に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

津別町での開催日は、以下のとおりです。

日時 12月6日(木) 午後1時～4時
会場 林業研修会館(役場裏)1階図書室
相談員 人権擁護委員

(修田建恵、鷹嘴とし子、布瀬勝明)

相談内容 学校・職場でのいじめ、パワハラ、配偶者や家族からの暴力及びインターネットによる嫌がらせなどの人権問題から、離婚や成年後見など、さまざまな悩みごと、困りごとについて。

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

問い合わせ先

釧路地方法務局北見支局
☎0157-23-6166

平成31年度 津別町職員(保健師)募集

募集人員 1名

採用予定年月日 平成31年4月1日

※ただし、既に保健師の資格を取得している者については、今年度途中で採用する場合があります。

応募資格 昭和58年4月2日以降の生まれの方で、保健師資格を有する者又は平成31年4月当初までに資格を所得する見込みの者 ※ただし、日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

試験内容等

- ・期日 平成31年1月20日
- ・場所 津別町役場林業研修会館(役場庁舎裏)
- ・内容 作文筆記、個人面接

受験申込手続

平成30年12月28日(金)までに次の書類を提出してください。

- ①職員採用試験申込書(自筆すること)
※町のホームページより入手してください。
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>
- ②最終学歴の卒業証明書又は卒業見込証明書
- ③保健師免許証の写し又は保健師資格取得見込証明書

応募・照会先 ☎092-0292 網走郡津別町字幸町41番地
津別町役場総務課庶務グループ ☎0152-76-2151
※受験の申し込みについては、郵送又は持参でお願いします。

陸・海・空自衛隊 平成30年度自衛官等募集

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
自衛官候補生 (男女)	18歳以上 33歳未満	年間を通じて 行っています。	①10月22日(月)～ 25日(木)の内1日 帯広 ②11月17日(土)美幌 ③12月15日(土)美幌
高等工科 学校生徒	推薦※ 17歳未満 の中卒(見 込含)男子	10月31日(水) ～11月30日(金)	平成31年 1月5日(土)～ 7日(月)の内1日
	一般 17歳未満 の中卒(見 込含)男子	10月31日(水) ～平成31年 1月7日(月)	平成31年 1月19日(土)北見

※推薦枠の応募には中学校長等の推薦が必要です。

詳細 自衛隊北見地域事務所 ☎0157-23-6826
募集コールセンター(受付時間 12時～20時)
フリーダイヤル ☎0120-063-792

《通年雇用促進支援事業・厚生労働省委託事業》 通年雇用促進支援セミナー (事業者向け)

テーマ

『いま起こっていること、これから起こること』
～これからの中小企業の生き方

講師 須田 慎一郎 氏

※テレビ番組「ビートたけしのTVタックル」や「そこまで言って委員会NP」等でお馴染みのフリージャーナリスト・須田慎一郎氏に、日本経済の状況や、これから起こりうる最新の日本経済の動向について本音でお話いただきます。

日時 11月14日(水) 午後6時～8時

場所 美幌グランドホテル
2階 エメラルドホール
(美幌町栄町2丁目)

参加料 無料

申し込み・問い合わせ

美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会
直通☎77-6188 FAX 72-4768

個人事業税・第2期の納期限は11月30日(金)です

個人事業税は、道内に事務所(事業所)のある個人が、地方税法等で定められた事業を営む場合に、その事業の所得を基礎として課税される税金です。

事業の所得から各種控除額を差し引いたものに次の税率を乗じて算出します。

第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、飲食店業 など	5%
第二種事業	畜産業、水産業 など	4%
第三種事業	医業、理・美容業、クリーニング業 など	5%
	あん摩・はり・きゅう業 など	3%

納税通知書は、8月10日(金)に第1期分と第2期分を合わせて送付しておりますので、第2期の納期限の11月30日(金)までに納めてください。

※今年度から、コンビニエンスストアでも納税ができるようになりました(納付書記載金額30万円未満)。

問い合わせ先

オホーツク総合振興局税務課

【課税に関すること】課税係 ☎0152-41-0614

【納税に関すること】納税係 ☎0152-41-0616

冬の交通安全運動

11月11日(日)～11月20日(火)

運動の重点

- 高齢者の交通事故防止
- 凍結路面等のスリップによる交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

全道
統一行動日
11月9日(金)
セーフティ
コール



問い合わせ先

住民企画課 住民環境グループ

☎76-2151(内線216)

11月は、児童虐待防止推進月間です

◆児童虐待とは

親など現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないこと、言葉による脅かしや拒否的な態度をとったり、わいせつな行為をすること(させること)などによって、子どもの心身を傷つけ、健全な成長、発達を損なう行為をいいます。



◆しつけとの違いは?

たとえ親などがしつけと思っているとしても、虐待かどうかは、その行為が子どもにとつて有害かどうかで判断します。

◆虐待してしまう家庭を追いつめないで見守ってください

子どもへの虐待については、虐待をしてしまう保護者の側にも、子育ての不安やいろいろな事情があり、家族全体が多面的な悩みを抱え、援助を必要としています。周囲から保護者だけへの一方的な非難は、かえって家庭を孤立させ、問題を悪化することがあります。私たちは社会全体で子どもを守っていかねければなりません。子どもを助けたいと思う一報が、子どもの命を救い、家族全体を救うのです。

◆虐待に気づいたり、次のようなことを見たり聞いたら「ご連絡ください」

- ・身体的虐待「不自然な傷が多い」「たたく音や泣き声が聞こえる」
 - ・ネグレクト「衣服や体がいつも極端に汚れている」「車内に子どもが放置されている」「小さな子どもを置いてしよつちゅう外出している」
 - ・心理的虐待「しつけの程度を超えて叱っている」「言葉による脅し」
 - ・性的虐待「子どもにわいせつな行為をしている(させている)」
- など、不審なことがあれば、連絡してください。

※相談や通告した人が誰か特定されてしまうような情報は、決して漏らしません。

《問い合わせ・連絡先》

●役場 保健福祉課 介護福祉グループ
☎76-2151(内線277)

●北海道北見児童相談所
☎0157-24-3498

●児童相談所全国共通ダイヤル
☎189

※一部のIP電話からはつながりませんが、通話料がかかります。